

10/8 横須賀・津平小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
1	名鉄西尾・蒲郡線の今後について〔横須賀小校区〕	<p>【質問】                      名鉄西尾・蒲郡線は令和7年度末までは運行が決まっていますが、その後は名鉄の経営状況によっては廃線になる可能性があります。                      現在行っている対策やイベントも大切ですが、人口減少が深刻化し、少子高齢化が進む中、それだけの対策では利用が減少してしまいます。今のうちから若い世代を取り込み、通勤・通学客を増やすための対策を立て、たとえ失敗しても改善しながら、利用者数を少しずつでも増やしていかなければ不安に思います。                      名鉄西尾・蒲郡線存続のため、市として今まで以上の対策を講じる考えはありますか。</p>	<p>名鉄西尾・蒲郡線における対策としましては、令和3年12月に西尾市・蒲郡市・名古屋鉄道の3者で連携合意書を締結した後、収支改善と沿線の魅力向上を図る事業を重点的に取り組んでまいりました。保育園や幼稚園の年長児を対象とした「絵画コンクール」や、復刻塗装列車の運行など、小さなお子さんからお年寄りまで幅広い世代が、名鉄電車への一層の愛着を感じ、マイルール意識を育んでもらおうと、蒲郡市や名鉄と連携して実施しております。平成30年度に340万人いた利用者は、コロナ禍により一時的に260万人まで落ち込んだものの、現在は306万人と、約9割まで回復しています。                      また、蒲郡線沿線では、西幡豆駅や東幡豆駅には駅待合所を、こどもの国駅にはトイレを新設するなど、利用者の待合環境の向上にも努めてまいりました。                      なお、今年度、令和8年度以降の線区将来像の構築に向け、蒲郡市を始め、国、県、名鉄と共に、大規模なアンケート調査を実施しているほか、事業構造の変更を含め、持続可能な地域公共交通ネットワークのあり方について検討を重ねているところでございます。</p>	地域つながり課

10/8 横須賀・津平小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
2	空き家対策について〔横須賀小校区〕	<p>【質問】 住宅地内にある空き家の対応に苦慮しています。空き家に放置車両があつたり、雑草や樹木が繁茂しているため、枝が周辺住宅や電線にも覆い被さつたりしています。秋にはたくさんの落ち葉で困るとの声も聞きます。また、防犯、防災及び火災予防の点からも問題があります。そこで3点質問します。</p> <p>1 空き家問題について、市はどのように考え、どのように対策していますか。</p> <p>2 台風により空き家の樹木が倒れた場合、市はどのような対応をしますか。</p> <p>3 町内会が、空き家の所有者に対してできることには、どのようなものがありますか。</p>	<p>1 空き家問題は昨今の人口減少に伴い全国的な課題と認識しております。本市においても、その対応に苦慮しているところでございますが、地域の活性化と安全性向上に資するため、該当空き家の状況に応じた対応策を検討し、問題解決に日々取り組んでおります。</p> <p>なお、対応につきましては、市の「西尾市空家等対策実施方針」に基づき、情報提供があつた空き家等に対して、市職員により現場確認や所有者の確認などを実施し、建物の現状把握を適切に行い、「適正管理」から「問題発生抑制」までについて、その状況に見合った対応策を講じています。</p> <p>2 空き家の樹木が倒れた場合の市の対応といたしまして、樹木が隣家に倒れた場合は、民法717条の規定によれば「土地の工作物の設置又は保存の瑕疵によって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者又は所有者は被害者に対して損害を賠償しなければならない。」とされており、樹木を占有又は所有する人は、被害者に対して損害賠償をしなければなりません。</p> <p>仮に樹木が道路に倒れている場合については、その道路の管理者に報告して樹木の撤去を進めることとなります。</p> <p>なお、敷地内でも外でも樹木が倒れていた場合、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていない場合は、市が関与することはありません。</p> <p>3 町内会として出来ることとして、空き家に人が出入りしているような気配があれば、その空き家が防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを書面にて、町内会名で空き家のポストに投函する方法が考えられます。</p> <p>空き家に入出入りしている気配がない場合は、空き家の隣家の住民と町内会で隣家に入り込んできた樹木の枝を伐採することも考えられますが、具体的な状況などにより民法233条3項に基づいて伐採することが求められますので、伐採を実施する前に、弁護士にご相談されることをお勧めします。なお、市役所では無料の市民法律相談を実施しておりますのでご利用ください。</p> <p>また、その空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているのであれば、町内会長様から地域つながり課に「空家等情報提供書」を提出していただければ、地域つながり課が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家の所有者を特定し、所有者に対し書面において適正管理の指導することもできます。</p>	地域つながり課

10/8 横須賀・津平小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
3	西尾市都市計画マスタープランについて〔横須賀小校区〕	<p>【質問・要望】 私は、親の代から吉良町岡山に住んでいます。岡山には120世帯以上が生活していますが、山や田畑に囲まれた自然豊かな地域です。 しかし、令和5年4月に策定された、「西尾市都市計画マスタープラン」では、岡山西側の住宅地域に隣接する松原、代見場、泉前、砦下、山ヶ田、王ノ城の田園地帯がいつのまにか「産業拠点（工業系）」に指定されています。 加えて、県道西尾幡豆線の開通もあり、最近では複数の不動産会社から「工場用地として売ってもらえないか。」という話が地域の地権者に来ています。住宅地域の隣に工場が建設されれば、騒音、振動、異臭、交通渋滞など、生活環境が悪化することは必至です。 そこで質問・要望が2点あります。 1 岡山の「産業拠点（工業系）」を指定するにあたり、市は地域住民に説明会を開き十分に説明し、住民の了承を得たのでしょうか。もしも市側が住民の了承を得ずに決めているのであれば、問題があるのではないですか。 2 岡山西地区の工業化は、地権者だけでなく、地域住民全員に関係することですので、岡山西地区の工業化を進めていく計画があるのであれば、住民説明会で説明してください。</p>	<p>1 (都市計画課) 都市計画マスタープランは、都市づくりの基本的な方針となるもので、ご質問のありました岡山地区は、令和5年4月に公表した都市計画マスタープランから新たな産業拠点として位置付けております。 都市計画マスタープランには、産業拠点のほかに、拠点として都心拠点、地域生活拠点、新生活拠点、交流拠点も位置付けており、これら拠点の位置付けなどの土地利用施策のほか、インフラ整備、防災、環境などの施策も位置付けていることもあり、産業拠点に対する説明会を始め、個々の施策を対象にした市民の皆様へ了承を得るような形式での説明会は行っておりません。 計画の策定には、市民の皆様からの意見を伺うことは大変重要であるため、令和5年1月中旬から30日間のパブリックコメントを実施しており、パブリックコメントの資料については、ホームページ、市役所、各支所、市内11か所のふれあいセンター、きら市民交流センター、幡豆公民館及び、佐久島出張所で閲覧できるようにしてまいりました。このパブリックコメントの実施については、広報にしお（令和5年1月号）に掲載し、お知らせをしています。 この他、市民の皆様から意見を聞く場として、市域を6地区に分けて地域別懇談会を令和3年度と4年度に開催すると共に、学識経験者や、商工、農業関係者などで組織する都市計画マスタープラン等策定委員会及び、都市計画審議会の意見を伺った上でこの計画を策定しております。 しかしながら今回、産業拠点を計画に位置付けるまでの進め方に対しご意見を頂きましたので、今後の計画改定時には市民の皆様へ意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。 なお、産業拠点に位置付けたことにより、事業者の進出が決定するわけではないため、西尾市建築開発事業指導要綱に基づく、計画段階での</p>	商工振興課 都市計画課

10/8 横須賀・津平小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
			<p>事業者説明会については、近隣の関係者が開催を求めることができますので、その説明会に行政の参加が必要でありましたら、参加の協力をしてまいりたいと考えています。</p> <p>2 (商工振興課) 産業拠点として位置づけたことにより、工業の建設が不可能だった土地に可能性が出てきたのは事実です。しかし、これは工業団地を造成するということではなく、この位置づけにより簡単に工場を建設できるようになり工業化が加速するというわけでもありません。 工場を建てるためには、いくつかの条件を満たす必要があり、今回の産業拠点に位置づけとは、都市計画法に基づく許可の可能性が生じたことを意味します。しかし実際に建設するには、これに加えて「農業振興地域の除外許可」や「農地転用許可」などの手続きが必要であり、地権者との売買契約も必要です。これまでに選定された地域の工業化率は、2年前のデータとなりますが、平均して10.3%となっております。 様々な要因によりあまり進まないのが現状であり、そのため市内全域的に多くの場所を産業拠点として位置づけさせていただいております。 西尾市としては、今後も行政サービスを維持するため、人口減少を食い止め、税収を確保することが重要です。そのためには、企業誘致による雇用の創出と税収の確保が不可欠です。しかしながら、西尾市の沿岸部は南海トラフ地震の津波リスクが高く、北側の内陸部は洪水による浸水リスク、山間部は土砂災害警戒区域に該当しており、企業誘致が可能なエリアは非常に限られています。 そのような状況の中で、今回も新たにいくつかの地域を産業拠点として位置づけています。西尾市の未来のために、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げます。</p>	
4	耕作放棄されている農地の対策について〔津平小校区〕	<p>【要望】 津平地区は、ほ場整備事業により農地の改良開発が行われ、農地の大部分が農業振興地域内農用地区域（農振農用地）に指定されているため、農地以外に転用することが大変困難です。 近年、農業従事者の高齢化により耕作ができずに農地の荒廃が進み、雑草や雑木が繁茂して野犬が住み着くなど、近隣農地に悪影響を及ぼしているように思います。 そこで、農地以外への転用条件の緩和について2点要望します。 1 宅地に転用して、土地の転売、アパート建設、子や孫の住宅建設が出来るようにしてください。転売で得た収入やアパートの家賃収入は老後資金として活用できます。 2 雑種地に転用して、太陽光発電用のソーラーパネル等が設置できるようにしてください。</p>	<p>ほ場整備事業は農地として利用するために行った事業であるため、整備された農地は農業振興地域内・農用地区域（いわゆる農振農用地）として扱っています。 農振農用地を宅地や雑種地へ転用するためには、まずは農振農用地の区域から除外（農振除外）し、さらに農地転用をすることが必要です。この農振除外や農地転用の要件は、国の法令やガイドラインにより運用されており、市で条件緩和するものではありませんので、ご理解ください。 なお、分家住宅など、現在の要件でも農地から転用できる場合もあります。事案ごとの判断となりますので、個別に農水振興課までご相談ください。ただし、ソーラーパネル用地につきましては、要件的に厳しく、基本的には農地転用は難しいものとお理解いただいた方がよろしいかと思っております。 また、農地の荒廃につきましては、農業委員会による農地パトロールや苦情があった場合に農地所有者に改善を通知するなどの対応をしています。平坦地でない地域もあるなど特殊な事情もあるかと思っておりますが、現状としましては、農地所有者の責任において、農地として適正な管理をお願いするしかない状況でございます。</p>	農水振興課

10/8 横須賀・津平小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
5	子育て支援バスについて〔津平小校区〕	<p>【要望】</p> <p>津平小校区の宮迫地区は小学校まで約3kmあり、特に低学年の児童にとっては通学の負担が大きいと思われます。この地域は採石場のトラックが多く通るため、交通事故も心配されます。</p> <p>また、最近では家畜やペットが大型の野犬の被害に遭っている事例があったり、猛暑に伴う熱中症リスクが高まったりしていることから、児童が安心して通学できる環境ではありません。</p> <p>そこで登下校時間に限定した送迎バスの運行を要望します。保育園や児童クラブに通う子どもで通学に困っている子がいれば、そういった子どもたちも利用できるような対応をお願いします。</p>	<p>（学校教育課）</p> <p>文部科学省が示す小学校の通学距離基準として、適正な校区の範囲として通学距離が4キロ以内と示されています。そのため、津平小学校区において送迎バスを運行する計画はございませんが、登下校中の交通安全対策や熱中症対策は行う必要があります。</p> <p>交通安全対策につきましては、各学校においてより安全な通学路の選定や、日ごろの指導に加えて交通教室で警察の方等にお越しいただき、児童への交通安全指導を行っています。また、登下校中の熱中症対策につきましては、水分補給を始め、軽装を推奨し、また、日傘や体を冷やす商品の使用や大きめの帽子の着用を認めるといった配慮を各校で行っており、児童が安全に通学できるよう努めています。</p> <p>（環境保全課）</p> <p>野犬の被害防止につきましては、愛知県動物愛護及び管理に関する条例に基づき、愛知県動物愛護センターが住民からの通報をもとに檻を設置して捕獲しています。</p> <p>野犬を発見した場合は、体格や色などの犬の特徴、頭数、よく徘徊している場所、時間等、具体的な情報を把握していただき、同センターに通報していただきますようお願いいたします。</p> <p>（保育課）</p> <p>保育園の送迎は、保護者が行うことを基本としており、保育課として送迎サービスの導入は考えていません。</p> <p>送迎でお困りの際は、ファミリーサポートセンターのご利用をご検討ください。</p> <p>（子育て支援課）</p> <p>児童クラブは、平日の下校後と土曜日・長期休業期間・学校の代休日に、就労などにより保護者が不在となる家庭のお子さんを対象としており、送迎は保護者が原則行うこととなっております。そのため、児童クラブにおいて送迎サービスを導入する予定はございません。</p>	<p>子育て支援課 保育課 環境保全課 学校教育課</p>

10/8 横須賀・津平小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
6	(株)デンソー駿馬瀬戸地区操業開始に伴う車両通行計画等について〔津平小校区〕	<p>【質問】 令和7年度から駿馬瀬戸地区で(株)デンソーの操業が開始されると聞いています。 現在、友国工業団地沿線及び近隣の県道、市道では交通量が多く渋滞が発生しており、沿線住民の生活に支障をきたしています。(株)デンソー操業開始後は、県道西尾吉良線及び県道宮迫今川線でも交通量が増加するのではないかと懸念しています。 そこで、3点質問します。 1 友国工業団地沿線及び近隣の県道、市道の交通量や渋滞の発生状況について、市は実態を把握していますか。また、対策を考えていますか。 2 (株)デンソーの操業開始後、県道西尾吉良線、県道宮迫今川線の交通量は、どのように変化すると想定していますか。 3 県道宮迫今川線から県道西尾吉良線へ右折する寺嶋交差点をはじめ、各交差点における渋滞緩和や交通安全の対策について、市はどのように考えていますか。また、これらのことについて、(株)デンソーと打ち合わせを行っていますか。</p>	<p>1 (商工振興課) 令和元年度に友国工業団地沿線の交通量調査及び周辺企業へのヒアリングを実施しています。 また、周辺企業では、時差出勤やルートマネジメントを実施していただいております。一時的な渋滞はあるかと思いますが、それ以前よりも状況は改善しているのではないかと考えています。</p> <p>(土木課) 渋滞対策としては、新たな道路整備を考慮することで通行車両を分散させる可能性がございます。しかしながら、友国工業団地周辺の交通状況については、通勤時間帯に一時的な渋滞が発生する状況は確認されており、全体として見た場合、現段階での渋滞の影響度は大規模な道路整備を必要とするほどではないと判断しております。 今後も周辺の状況には注視し、渋滞により大きな影響が発生するようなことがあれば、道路整備などの対策を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>2 (商工振興課) 駿馬瀬戸地区の(株)デンソーの新工業の操業に伴って想定される交通量の変化について、令和2年度と令和3年度に渋滞対策の検討を行っておりますが、去る9月9日に(株)デンソーによるプレスリリースにおいて、今回の(株)デンソーの新工場は、労働力人口の減少等の社会課題の解決に向けて、24時間無人で稼働する工場を目指すと発表されました。 市といたしましては、このような工場であれば、現状の交通量とあまり変化はないのではと考えてはおります。</p>	商工振興課 土木課

10/8 横須賀・津平小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
			<p>3 （土木課） 寺嶋交差点の現地確認をしたところ、県道宮迫今川線から県道西尾吉良線へ右折する車両において時間帯によって渋滞していることが確認されました。 また、県道宮迫今川線から右折する車両に比べ、県道西尾吉良線から右折する車両が明らかに少ない状況ではありますが、西尾吉良線の矢印信号の方が長いことが確認されたため、この状況を西尾警察署に伝え、西尾吉良線の矢印信号を短くし、宮迫今川線を長くできないか確認したところ、「現場確認をした際には、右折帯の滞留も一時的に見受けられたが、現状では右折信号時間の変更するまでに至ってないと判断し、県警本郡への提出は見送りたい。」とのことをごさしました。 さらに、寺嶋交差点から西尾吉良線を北進し、企業の駐車場へ進入する右折車が原因で、後続車が直進できず西尾吉良線が渋滞していることも確認されましたが、その影響で交差点が渋滞していることも要因の一つとして考えられます。 県道西尾吉良線においては、現在、愛知県により交通安全対策として歩道設置が予定されており、その整備により路肩の幅も広がることから、右折車の脇を直進車が通過することが可能となりますので、整備後には西尾吉良線の渋滞が緩和され、寺嶋交差点の渋滞緩和に繋がることが期待できると判断しております。 加えて、西尾吉良線の通行車両を分散させるため、市道瀬門153号線の拡幅整備も予定しております。 その他の交差点については、市として渋滞を把握しておりませんが、今後も周辺の交差点の状況には注視し、渋滞が確認された際には対策を検討してまいります。</p> <p>（商工振興課） （株）デンソーとの打ち合わせにつきましては、今回のプレスリリースに伴い、これから進めていくこととなりますが、これまでどおり周辺環境に影響を及ぼさないように通勤車両及び大型車両は生活道路を通らず、幹線道路への通行をしていただくようお願いをしております。今後、（株）デンソーとの打ち合わせを重ね、状況に応じ対応をしてまいります。</p>	